

マイナンバー違憲訴訟・福岡地裁判決に関する声明

本日、福岡地方裁判所第6民事部（立川毅裁判長）は、原告らが、マイナンバー（個人番号）制度が憲法13条で保障されたプライバシー権や人格権を侵害するとして、その利用停止や削除等を求めていた「マイナンバー（個人番号）利用差止等請求訴訟」について、その請求を棄却した。

ビッグデータの利活用が飛躍的に進められ、個人データの保護が強く求められるようになってきている中、2016年1月に、個人情報をも寄せし、マッチングしていく鍵となる個人番号（マイナンバー）の利用が始まった。以来4年が経過した現在、政府は、膨大な税金をつぎ込み、また、公務員という身分関係を利用して事実上の個人番号カード（マイナンバーカード）の取得強制を行うなど、その強硬な普及策を押し進めている。この様な中、憲法の番人であるべき司法が、マイナンバー制度がプライバシーや人格権、ひいては民主主義にもたらす悪影響について、深い洞察をすることなく、安易に合憲であると判断したことは、極めて問題が大きい。

本訴訟において、原告らは、第1に、憲法13条によりプライバシー権（自己情報コントロール権）が保障されていること、第2に、プライバシー権侵害を正当化するだけの制度目的の正当性も、手段の相当性（より制限的でない他のとりうる手段があることなど）も存しないこと、第3に、マイナンバーの使用により、漏えいや名寄せ、成りすましの危険性があり、プライバシー権が侵害される危険性が高いこと、そして、マイナンバーカードに性別記載がなされることなどにより性同一性障害者の人格権が侵害されていること、第4に、利用事務の拡張が行政機関への白紙委任であり憲法41条に違反することを、具体的に主張立証した。

本日の判決は、第1の点について、2008年の住基ネット訴訟最高裁判決を確認したにとどまり、何ら新たな判断を示さなかった。

次に、第2の点について、目的の正当性、手段の相当性に関しても、結論ありきで十分な吟味を行うことなく、安易に認めている。

特に、①目的である「行政の効率化」については、被告が提出した経済効果は1兆1500億円であるとか、3兆円であるとかという「試算」が机上の空論であるにもかかわらず、これを全く疑うこともなく合理性を認めている。

また、②「公正な給付と負担の確保」という目的については、「番号制度のみによって実現されるものでもない」として、有効な達成手段でなくとも構わないという無責任な判断をしている。

さらに、③「国民の利便性向上」という目的については、安易にこれを肯定し、望まない国民との関係で正当な行政目的たりえないとの原告らの主張を無視している。

次に、第3の点については、形式的に判断しており、具体的危険性の可能性がないとして、原告らの主張を排除している。

最後に、第4の点については、行政機関への委任は限定的である必要があるとしながら、無限定な委任事項もすべて許容した。

このまま、マイナンバー制度の無原則的とも言える利用拡大を進めることは、近い将来のすべての市民のプライバシーを危険にさらすものであり、ひいては自律した個人を前提とした民主主義社会の基盤を掘り崩すことにもなりかねない。

弁護団は、原告の方々の意向を受け、速やかに控訴を行い、さらにその問題性について訴えてゆくものである。

以上

2020年6月15日

マイナンバー違憲訴訟九州弁護団

(連絡先 あおぞら法律事務所

電話 092-721-1425)